

所得格差の受容と正当化に関する日米韓比較研究（3）

——不利な立場にある人々による格差の過剰受容——

東京大学 有田伸

【1. 目的】

世の中に存在する格差はそれが適切に理由づけられ、「当然のもの」と考えられることで、安定的に再生産されていく。そうでなければ、不利益を被っている集団の反対運動等により、格差が次第に解消していくと考えられるためである（Costa-Lopes et al 2013）。

では日本社会の格差に関してはどうか。本報告では、就業者の個人属性間、あるいは就業機会間の所得格差を、不利な立場にある就業者自身も「当然のもの」として受け入れているのか否か、仮に受け入れている場合、それはいかなる想定・ロジックによる理由づけを伴っているのかを国際比較調査の結果を通じて検討する。

【2. 方法】

本報告で使用するのは、「仕事と働き方」調査データである。調査は2018年8月にウェブ調査の形式で実施した。調査対象は調査会社が保有するモニターで、30歳から59歳までの日本・韓国・米国全土に居住する被雇用の男女である。対象者の抽出に際しては年齢・性別・学歴による割当を行った。サンプルサイズは日本が2,487、韓国が2,031、米国が1,879である。

この調査には、性別・年齢・雇用形態・職種・学歴・家族を要素とする架空就業者（ヴィネット）の適正な所得水準を問う質問が含まれている。また対象者個人に関しても、これらと同様の個人属性・就業機会に関する情報が得られる。本報告では、適正所得回答に対して個々のヴィネットをレベル1、回答者をレベル2とするマルチレベル分析を施し、「ヴィネット属性×回答者属性」というクロスレベルの交互作用項の効果に着目することで、例えば「女性回答者は、男性回答者に比べて、男女間の適正所得の差をより小さく回答するのか、それとも大きく回答するのか」を検討していく。さらに個人属性・就業機会に伴う就業上の義務・責任、訓練機会、仕事を行う能力等の差異に対する回答者の想定が、それらの格差の受容をどの程度説明し得るのかを考察する。

【3. 結果】

分析の結果、各社会において、性別・年齢・雇用形態・職種・学歴・家族のほとんどに関しては、（その効果が統計的に有意ではない場合もあるものの）相対的に不利な立場にある回答者ほど当該条件に関する適正所得の差をより小さく回答する、すなわち所得格差を受容しない傾向があることがわかった。しかし例外的に日本では、非正規雇用の回答者ほど正規/非正規雇用間の適正所得の差を、そして女性の回答者ほど男女間の適正所得の差を大きく回答しており、所得格差を「過剰に」受容していることが明らかになった。さらに非正規雇用回答者による雇用形態間所得格差の過剰受容の28%が、正規/非正規雇用間での義務・責任の相違と訓練機会の相違に関する想定によって説明されることが示された。

【4. 結論】

日本では、一部の所得格差が、不利な立場の回答者自身によっても受容されていることが示された。特に雇用形態間格差に関しては、本来労働時間や雇用契約期間の相違に過ぎないはずの正規雇用と非正規雇用の区別が、日本ではそれ以外にもさまざまな想定相違をはらむに至っており、それらが両者間の所得格差を正当化するロジックとして機能しているものと結論付けられる。

【付記】本研究はJSPS科研費JP16H03688（基盤B）の助成を受けた。